

施策3-2-1 地域環境対策の推進

直接目標

- 空気や水などの地域環境を守る

主な成果指標

名 称 (指標の典拠)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
光化学スモッグ注意報 の発令日数 (環境局調べ)	6 日 (平成26年度)	2 日以下 (平成29年度)	0 日 (平成33年度)	0 日 (平成37年度)
二酸化窒素の環境基準 を達成した測定局の割合 (環境局調べ)	94.4% (平成26年度)	100% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)
河川の BOD、COD 環境目 標値達成率 (環境局調べ)	100% (平成26年度)	100% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○大気汚染防止対策事業	工場・事業場から排出される大気汚染物質の排出状況等の監視や、環境基準の達成に向けた排出量削減等の取組を進めます。また、建築物解体時の石綿飛散防止対策を推進します。	●工場・事業場からの大気汚染物質排出量の監視及び削減に向けた指導 (H26 削減指導件数: 282 件) ●PM2.5 発生源等の調査 ●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント対策の実施 (H26 PM2.5 及び光化学オキシダント対策講演会参加者数: 124 人) ●建築物の解体工事等における適切な解体工事の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 ●大気汚染防止法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出の審査及び立入検査の実施	●工場・事業場からの大気汚染物質排出量の監視及び削減に向けた指導 (削減指導件数: 282 件以上) ●PM2.5 発生源等の調査 ●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント対策の実施 (PM2.5 及び光化学オキシダント対策講演会参加者数: 140 人以上) ●建築物の解体工事等における適切な解体工事の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 ●大気汚染防止法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出の審査及び立入検査の実施	→ 事業推進	
○有害大気汚染物質対策事業	環境モニタリングを行うとともに、工場・事業場周辺の排出実態調査を行い、環境汚染の未然防止を行います。	●大気汚染防止法に基づくベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境モニタリングの実施 (H26 モニタリング回数: 12 回) ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査の実施	●大気汚染防止法に基づくベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境モニタリングの実施 (モニタリング回数: 12 回) ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査の実施	→ 事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○環境大気常時監視事業	●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5等の常時監視 ●環境放射能に係るモニタリング調査の実施（H26 原子炉施設周辺等調査数：12回）	●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5等の常時監視 ●環境放射能に係るモニタリング調査の実施（原子炉施設周辺等調査数：12回）		事業推進
○自動車排出ガス対策事業	●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組の推進 ①最新規制適合車やハイブリッドトラック・バス等の低公害車の普及 ②事業者の自主的取組の促進 ●ディーゼル車運行規制の遵守に向けた周知・立入検査等の実施（H26 検査回数：16回） ●局所汚染対策の見直しに向けた調査及び検討 ●エコ運搬制度の適切な運用（H26 事業者向け講習会参加者数：102件）	●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組の推進 ①最新規制適合車やハイブリッドトラック・バス等の低公害車の普及 ②環境配慮行動メニューなどの周知による事業者の自主的取組の促進 ●ディーゼル車運行規制の遵守に向けた周知・立入検査等の実施（検査回数：16回） ●二酸化窒素（NO ₂ ）の環境基準が非達成の地域における大気汚染対策の見直し及び推進 ●エコ運搬制度の適切な運用（事業者向け講習会参加者数：105件以上）	●二酸化窒素（NO ₂ ）の環境基準が非達成の地域における大気汚染対策の推進 ●エコ運搬制度の適切な運用（事業者向け講習会参加者数：110件以上）	事業推進
○水質汚濁防止対策事業	●水質汚濁防止法や「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく河川・海域における水質調査及び工場・事業場への立入調査・排水検査の実施（H26 立入調査等件数：339件） ●水環境保全のための啓発に向けたイベントの開催（H26 水環境保全啓発イベント参加者数：456人）	●水質汚濁防止法や「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく河川・海域における水質調査及び工場・事業場への立入調査・排水検査の実施（立入調査等件数：350件） ●水環境保全のための啓発に向けたイベントの開催（水環境保全啓発イベント参加者数：470人以上）	●水質汚濁防止法や「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく河川・海域における水質調査及び工場・事業場への立入調査・排水検査の実施（立入調査等件数：360件） ●水環境保全のための啓発に向けたイベントの開催（水環境保全啓発イベント参加者数：480人以上）	事業推進
○土壌汚染対策事業	●土壌汚染対策法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導、助言 ●地下水状況の把握、汚染井戸の継続的な監視	●土壌汚染対策法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導、助言 ●地下水状況の把握、汚染井戸の継続的な監視		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
大気環境調査研究事業	●一般環境、道路沿道及び発生源周辺におけるPM2.5の実態調査の実施 ●関東甲信静地域におけるPM2.5の濃度及び特徴に関する近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施 ●一般環境大気中の石綿濃度実態調査の実施(H27石綿濃度実態調査件数：8件) ●酸性雨の実態調査の実施（他自治体の研究機関との共同調査を含む） ●降下ばいじんの実態調査の実施	●一般環境、道路沿道及び発生源周辺におけるPM2.5の実態調査の実施 ●関東甲信静地域におけるPM2.5の濃度及び特徴に関する近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施 ●一般環境大気中の石綿濃度実態調査の実施（石綿濃度実態調査件数：8件） ●酸性雨の実態調査の実施（他自治体の研究機関との共同調査を含む。） ●降下ばいじんの実態調査の実施	→ → → → →	事業推進
地盤沈下・地下水保全事業	●地下水の水位観測及び地盤収縮の監視 ●千鳥観測所の地下水観測井戸改修工事の着手及び完了 ●地下水の適正な揚水に向けた許可・指導の実施 ●宅地内の雨水浸透ます設置に対する補助の実施 ●湧水地の概況調査の実施	●地下水の水位観測及び地盤収縮の監視 ●田島観測所の地下水観測井戸改修工事の着手 ●地下水の適正な揚水に向けた許可・指導の実施 ●宅地内の雨水浸透ます設置に対する補助の実施 ●湧水地の概況調査の実施	→ → → → ●田島観測所の地下水観測井戸改修工事の完了	事業推進
水環境調査研究事業	●工場・事業場排水水の分析調査の実施 ●地下水汚染等に係る調査・研究の実施 ●排水処理施設の適正管理に向けた調査・研究の実施 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査の実施	●工場・事業場排水水の分析調査の実施 ●地下水汚染等に係る調査・研究の実施 ●排水処理施設の適正管理に向けた調査・研究の実施 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査の実施	→ → → →	事業推進
生物学的調査研究事業	●生物学的試験による化学物質の生態影響に係る環境リスク評価手法に関する研究の実施 ●河川等の水質及び水生生物の生息・生育状況モニタリング調査の実施 ●水環境における生物多様性に関する調査研究の実施	●生物学的試験による化学物質の生態影響に係る環境リスク評価手法に関する研究の実施 ●河川等の水質及び水生生物の生息・生育状況モニタリング調査の実施 ●水環境における生物多様性に関する調査研究の実施	→ → →	事業推進
化学物質適正管理推進事業	●化学物質の環境リスク評価の推進、環境実態調査の実施 ●市民・事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発（H26 セミナー開催数：2回） ●ゴルフ場における農薬使用状況等調査の実施	●化学物質の環境リスク評価の推進、環境実態調査の実施 ●市民・事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発（セミナー開催数：2回） ●ゴルフ場における農薬使用状況等調査の実施	→ → →	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
P R T R推進事業 事業者が自らの化学物質の排出量等を把握・届出し、市がその排出量等を集計・公表することで、事業者における化学物質の適正な自主管理を促進します。	●化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量等の集計・公表による事業者の適正な自主管理の促進	●化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量等の集計・公表による事業者の適正な自主管理の促進		事業推進
ダイオキシン類対策事業 環境モニタリングや排出規制に係る遵守状況の把握などを行い、ダイオキシン類による環境汚染の未然防止を行います。	●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境モニタリングの実施(大気、水質、底質及び土壌) ●ダイオキシン類対策特別措置法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく排出規制に係る遵守状況の把握や事業者指導 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導	●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境モニタリングの実施(大気、水質、底質及び土壌) ●ダイオキシン類対策特別措置法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく排出規制に係る遵守状況の把握や事業者指導 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導	  	事業推進
環境リスク評価研究事業 化学物質に係る環境リスク評価を実施するとともに、より精度の高い評価手法について研究を実施します。	●化学物質に係る環境リスクの評価及び情報収集・発信の実施 ●環境リスク評価対象の化学物質に係る市域内におけるモニタリング調査の実施 ●有害大気汚染物質（VOC及び多環芳香族炭化水素等）の分析の実施	●化学物質に係る環境リスクの評価及び情報収集・発信の実施 ●環境リスク評価対象の化学物質に係る市域内におけるモニタリング調査の実施 ●有害大気汚染物質（VOC及び多環芳香族炭化水素等）の分析の実施	  	事業推進
環境化学物質研究事業 環境中の化学物質に関する実態調査・研究を実施します。	●大気環境及び水環境における化学物質の実態調査・研究の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発に係る調査・研究の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同調査・研究の実施	●大気環境及び水環境における化学物質の実態調査・研究の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発に係る調査・研究の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同調査・研究の実施	  	事業推進
騒音振動対策事業 工場・事業場や建設現場などから発生する騒音・振動や、生活騒音を防止・低減することで、市民の生活環境の保全を図ります。	●騒音規制法・振動規制法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、工場・事業場及び建設現場の届出及び許認可・監視・指導の実施 ●生活騒音の低減に関する意識啓発の推進	●騒音規制法・振動規制法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、工場・事業場及び建設現場の届出及び許認可・監視・指導の実施 ●生活騒音の低減に関する意識啓発の推進	 	事業推進
交通騒音・振動対策事業 自動車や鉄道などから発生する騒音・振動を低減することで、市民の生活環境の保全を図ります。	●騒音規制法・振動規制法に基づく、自動車騒音・振動の低減に向けた測定監視・指導 ●鉄道の騒音・振動及び航空機騒音の実態調査の実施	●騒音規制法・振動規制法に基づく、自動車騒音・振動の低減に向けた測定監視・指導 ●鉄道の騒音・振動及び航空機騒音の実態調査の実施	 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
悪臭防止対策事業 悪臭を防止・低減することで市民の生活環境の保全を図ります。	●悪臭防止法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく発生源及び大気中等の悪臭物質の監視・指導の実施 ●事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進	●悪臭防止法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく発生源及び大気中等の悪臭物質の監視・指導の実施 ●事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進	 	事業推進
公害企画調整事務 公害問題に関する本市の取組等を紹介する事業概要の発行や事業者指導等を通じ、地域環境対策を推進します。	●地域環境対策の推進に向けた事業概要(公害編)の編集・発行 ●大気汚染防止法・「公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく施設の設置等の申請・届出の許認可・指導の実施	●地域環境対策の推進に向けた事業概要(公害編)の編集・発行 ●大気汚染防止法・「公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく施設の設置等の申請・届出の許認可・指導の実施	 	事業推進
公害防止資金融資事業 中小企業者が、公害の発生を防止するために必要な設備の設置等をする際に、融資の斡旋や融資に係る利子補給を行います。	●公害防止対策に係る設備の設置等に関する融資の斡旋及び利子補給の実施	●公害防止対策に係る設備の設置等に関する融資の斡旋及び利子補給の実施		事業推進
環境情報システム運営事業 公害対策に関する関係法令に基づき収集した各種情報を一元的に管理し、公害対策の企画等に活用します。	●環境情報システムの運用管理 ●法令改正等に対応したシステム改修	●環境情報システムの運用管理 ●法令改正等に対応したシステム改修	 	事業推進

施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

直接目標

● 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	998g (平成26年度)	971g 以下 (平成29年度)	935g 以下 (平成33年度)	898g 以下 (平成37年度)
ごみ焼却量 (1年間) (環境局調べ)	37.1 万 t (平成26年度)	36.0 万 t 以下 (平成29年度)	34.5 万 t 以下 (平成33年度)	33.0 万 t 以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○減量リサイクル 推進事業	循環型社会の構築を めざし、ごみの減量化 及びリサイクルを推進 するため、各種事業を 実施します。 ●ごみの減量化及びリサイクルの推進に向けた普及啓発・環境学習（H26 環境学習講座開催回数：206 回） ●新たな市民参加の取組の検討 ●資源集団回収事業の拡充に向けた取組の推進（H26 登録団体数：全 1,364 団体） ●生ごみリサイクルの推進（H26 生ごみリサイクルリーダーの派遣等活動回数：37 回） ●拠点回収事業の拡充に向けた取組の推進（H26 回収拠点数：全 22 拠点） ●散乱防止重点区域の指定・拡大 ●ごみ集積所周辺やまの環境美化などの推進（H26 ポイ捨て禁止・路上喫煙防止キャンペーンの実施回数：85 回）	●ごみの減量化及びリサイクルの推進に向けた普及啓発・環境学習（環境学習講座開催回数：210 回以上） ●「（仮称）ごみゼロカフェ」の実施による新たな市民参加の推進 ●資源集団回収事業の拡充に向けた取組の推進（登録団体数：全 1,375 団体） ●生ごみの減量化・リサイクルの推進（生ごみリサイクルリーダーの派遣等活動回数：40 回） ●拠点回収事業の拡充に向けた取組の推進（回収拠点数：全 23 拠点） ●散乱防止重点区域の拡大等に向けた検討・実施 ●ごみ集積所周辺やまの環境美化などの推進（ポイ捨て禁止・路上喫煙防止キャンペーンの実施回数：85 回）	→ ●資源集団回収事業の拡充に向けた取組の推進（登録団体数：全 1,385 団体） ●拠点回収事業の拡充に向けた取組の推進（回収拠点数：全 24 拠点） → →	事業推進	
○事業系ごみ減量 化推進事業	事業系ごみの減量化・ 適正処理を図るため、 排出事業者への普及 啓発・指導を行いま す。 ●事業系一般廃棄物多量排出事業者をはじめとする、事業系ごみ排出事業者への普及啓発・立入調査・指導の実施（H26 多量排出事業者等に対する立入調査：155 件） （H26 事業系一般廃棄物の焼却量：120,819 t）	●事業系一般廃棄物多量排出事業者をはじめとする、事業系ごみ排出事業者への普及啓発・立入調査・指導の実施（多量排出事業者等に対する立入調査：200 件以上） （事業系一般廃棄物の焼却量：116,700 t 以下）	●事業系一般廃棄物多量排出事業者をはじめとする、事業系ごみ排出事業者への普及啓発・立入調査・指導の実施（多量排出事業者等に対する立入調査：200 件以上） （事業系一般廃棄物の焼却量：114,700 t 以下）	事業推進	

施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○資源物・ごみ収集事業	●資源物（空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装）、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施（H26 家庭系資源物収集量：55,504 t） ●普通ごみの適正かつ効率的な収集運搬の実施（H26 普通ごみ収集量：241,632 t） ●空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化（川崎区・幸区）	●資源物（空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装）、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施（家庭系資源物収集量：58,300 t 以上） ●普通ごみの適正かつ効率的な収集運搬の実施（普通ごみ収集量：239,000 t 以下） ●空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化（中原区・高津区・宮前区）	●資源物（空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装）、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施（家庭系資源物収集量：59,400t 以上） ●普通ごみの適正かつ効率的な収集運搬の実施（普通ごみ収集量：237,400 t 以下） ●空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化（多摩区・麻生区）	事業推進	
○資源物・ごみ処理事業	●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理（H26 ごみ焼却量：370,849t） ●3 処理センター体制における円滑な処理体制の検討及び実施 ●放射性物質が検出され保管している灰の安全な保管及び処分に向けた検討 ●環境負荷の低減に向けた取組の継続的な実施	●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理（ごみ焼却量：364,000t 以下） ●3 処理センター（浮島・堤根・王禅寺）体制における円滑な処理体制の運営 ●放射性物質が検出され保管している灰の安全な保管及び処分に向けた検討 ●環境負荷の低減に向けた取組の継続的な実施	→ ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理（ごみ焼却量：360,000t 以下） → → →	事業推進	
○廃棄物処理施設基幹的整備事業	●堤根処理センター基幹的整備（大規模改修）完了 ●南部リサイクルセンター生活環境影響調査等の実施 ●浮島 2 期廃棄物埋立処分場基幹的整備（大規模改修）の実施 ●入江崎クリーンセンター基幹的整備（大規模改修）の検討	●南部リサイクルセンター基幹的整備（大規模改修）着手 ●浮島 2 期廃棄物埋立処分場基幹的整備（大規模改修）の実施 ●入江崎クリーンセンター基幹的整備（大規模改修）に向けた取組の推進	●南部リサイクルセンター基幹的整備（大規模改修）完了 ●浮島 2 期廃棄物埋立処分場基幹的整備（大規模改修）完了 ●入江崎クリーンセンター基幹的整備（大規模改修）着手	●入江崎クリーンセンター基幹的整備（大規模改修）完了（H30 予定）	
○廃棄物処理施設建設事業	●王禅寺処理センター資源化処理施設建設工事完了 ●橘処理センター整備における環境影響評価手続完了 ●堤根処理センター整備における基礎調査の実施	●王禅寺処理センター緑地広場整備完了 ●橘処理センター既存施設解体撤去工事着手 ●堤根処理センター整備における基本構想の作成	●橘処理センター既存施設解体撤去工事完了 ●橘処理センター建設工事着手 →	●橘処理センター建設工事完了（H34 稼働予定） ●堤根処理センター整備における法的手続の実施及び工事着手	
廃棄物企画調整事業	●「一般廃棄物処理基本計画」（～H27）に基づく取組の推進 ●平成 28 年度を始期とする新たな「一般廃棄物処理基本計画」の策定	●新たな「一般廃棄物処理基本計画」に基づく 3 R 等の取組の推進	→	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
余熱利用市民施設・橋RCC運営事業 堤根・王禅寺の各余熱利用市民施設や橋リサイクルコミュニティセンターの管理・運営を行います。	●指定管理者による管理運営の指導監督 ●王禅寺余熱利用市民施設改修工事に伴う休館の周知広報	●指定管理者による管理運営の指導監督 ●王禅寺余熱利用市民施設改修工事に伴う休館の周知広報		事業推進
し尿・浄化槽収集事業 市民の生活環境の保全のため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、浄化槽管理者への維持管理指導及び災害用トイレの備蓄を実施します。	●一般家庭や仮設トイレからのし尿収集の実施 ●公衆トイレの維持管理 ●災害用トイレの備蓄（H27 災害用トイレ備蓄数：全 3,420 基） ●浄化槽清掃作業の実施及び浄化槽管理者への維持管理指導の実施	●一般家庭や仮設トイレからのし尿収集の実施 ●公衆トイレの維持管理 ●災害用トイレの備蓄（災害用トイレ備蓄数：全 3,460 基） ●浄化槽清掃作業の実施及び浄化槽管理者への維持管理指導の実施	●災害用トイレの備蓄（災害用トイレ備蓄数：全 3,500 基）	事業推進
産業廃棄物指導・許可等事業 産業廃棄物の排出・処理事業者に対する許認可・指導等を通じて適正な処理を進めるとともに、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。	●「第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画」の策定 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●廃棄物処理施設等の適正な維持管理に係る指導の実施	●「第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●廃棄物処理施設等の適正な維持管理に係る指導の実施 ●PCB 廃棄物の掘り起こし調査の実施		事業推進
廃棄物処理施設等整備事業 廃棄物処理施設等が安定的に稼働できるよう維持補修・整備等を実施します。	●廃棄物処理施設等の維持補修 ●王禅寺余熱利用市民施設大規模改修工事 ●王禅寺処理センターごみ積替設備設置工事着工及び完了 ●武蔵小杉駅前・溝口駅前広場公衆トイレ改修工事の着工及び完了	●廃棄物処理施設等の維持補修 ●王禅寺余熱利用市民施設大規模改修工事完了 ●宮前平駅前公衆トイレの解体工事の着工及び完了	●公衆トイレ改修工事等の実施	事業推進
廃棄物中継輸送等事業 廃棄物の効率的な処理のため、収集したごみの大型コンテナ車への積替輸送や資源物・ごみの鉄道輸送を実施します。	●ごみの大型コンテナ車による積替中継輸送の実施 ●資源物の鉄道輸送の実施 ●王禅寺処理センター資源化処理施設の稼働に伴う資源物の鉄道輸送体制の見直しに向けた検討 ●橋処理センター休止に伴う王禅寺処理センターからのごみの鉄道輸送の開始	●ごみの大型コンテナ車による積替中継輸送の実施 ●資源物の鉄道輸送の実施 ●王禅寺処理センターからのごみの鉄道輸送の実施		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
海面埋立事業 周辺環境への配慮を行いながら、焼却灰等について、適正かつ安定的に埋立処分を実施します。	●廃棄物の適正かつ安定的な埋立処分の実施	●廃棄物の適正かつ安定的な埋立処分の実施		事業推進
し尿処理事業 収集したし尿及び浄化槽汚泥について、適正かつ安定的に処理を実施します。	●適正かつ安定的なし尿・浄化槽汚泥処理の実施	●適正かつ安定的なし尿・浄化槽汚泥処理の実施		事業推進
建設リサイクル法業務 建設工事から発生するコンクリート廃材などの建設副産物のリサイクル率の向上を促進し、環境負荷の軽減等に向け、指導・助言を行うことにより、生活環境の保全を図ります。	●届出の受理(H26:2,670件) ●解体現場等のパトロール(H26:227件) ●適正な分別解体等の指導・助言	●届出の受理(年 2,300件以上) ●解体現場等のパトロール(年 190件以上) ●適正な分別解体等の指導・助言		事業推進
建設リサイクル事業 公共工事から発生する建設副産物の再利用促進のため、建設副産物対策に関する指導等を行います。	●「建設リサイクル推進計画」に基づく建設副産物リサイクルの取組の推進 ・啓発活動の実施 ●建設リサイクルの取組状況を把握するための実態調査の実施	●「建設リサイクル推進計画」に基づく建設副産物リサイクルの取組の推進及びシステムの改善 ・啓発活動の実施 ●建設リサイクルの取組状況を把握するための実態調査の実施		事業推進
建設発生土事業 公共工事から発生する建設発生土を計画的に搬出し、広域的な利用を図ることで、有効利用を進めます。	●公共工事から発生する建設発生土の調査、把握及び処分先の調整	●公共工事から発生する建設発生土の調査、把握及び処分先の調整		事業推進